資料2

【第17回トラック輸送における取引環境・労働時間改善鹿児島県地方協議会】

鹿児島運輸支局提出資料
（トラック・物流Gメンの取組等について）

令和８年1月23日

九州運輸局　鹿児島運輸支局

国土交通省

九州運輸局

「運輸と観光で九州の元気を創ります」

トラックGメンの設置による荷主・元請事業者への監視体制の強化

国土交通省

➢ 国土交通省では、**貨物自動車運送事業法に基づく荷主等への「働きかけ」「要請」等による是正措置**を講じてきたが、2024年問題を前に、強力な対応が必要。

➢ このため、新たに**「トラックGメン」を設置することで荷主等への監視体制を緊急に強化し、荷主対策の実効性を確実なものに**。

⇒ **令和5年7月21日、162名体制※で本省及び地方運輸局等に設置（うち九州18名）**

※緊急増員80名（本省２名、地方運輸局等19名、運輸支局等59名）、既存定員との併任等82名（本省13名、地方運輸局等16名、運輸支局等53名）

トラックGメンの設置による荷主等への監視体制の緊急強化

トラック事業者への**プッシュ型の情報収集**を開始し情報収集力を強化（2023年度～）

トラック法に基づく「働きかけ」「要請」「勧告・公表」制度※の**執行力を強化**（2023年度～）

○ 荷待ち時間の削減などにあたり、倉庫業者の取組みは寄託者である発・着荷主の協力が必須であり、サプライチェーン全体の取引環境を適正化するために**倉庫業者からの意見聴取や情報収集**も必要な状況。
○ また、荷主による買いたたきや価格転嫁交渉に応じない事例など、**荷主と倉庫業者との間の取引適正化が課題**。
○ このような状況を踏まえ、**トラックＧメンの改組及び拡充**を行い、**荷主等に向けた対策の実効性を更に高める**。

令和6年11月1日より

＜トラックGメンの改組＞
・現行のトラックGメンについて、物流全体の適正化を図る観点から、**「トラック・物流Gメン」に改組**し、**倉庫業者からも情報収集**

＜体制の拡充＞　**現行162名**に、
・国交省の**物流担当職員**（本省・各地方運輸局等）から29名**（うち九州２名）⇒九州２０名体制へ**
・各都道府県のトラック協会が新たに設ける**「Gメン調査員」**166名

を追加し、**総勢360名規模**で対応

トラック・物流Ｇメンの活動について

国土交通省

情報収集・確認

違反原因行為の情報収集・情報確認



目安箱への投稿



悪質な荷主等に関するWeb通報窓口（目安箱）

違反原因行為とは･･･トラック運送事業者が関係法令に違反する原因となるおそれのある行為



「トラック・物流Gメン」

Gメンによる調査

- 事業者訪問
- ドライバーヒアリング
- アンケート（運行管理者講習時等）

など







是正指導

違反原因行為をしている疑いある場合

働きかけ

トラック事業者が法令順守できるよう理解を求める

さらに情報を得た場合

違反原因行為をしていることを疑うに足りる相当な理由がある場合

要 請

改善計画の提出、改善状況の報告についても協力を依頼

要請を「受けた」荷主がなお違反原因行為をしていることを疑うに足りる相当な理由があると認められる場合

勧告・公表

改善計画の提出、改善状況の報告についても協力を依頼

→ 理解を求める文書を発出
↓
荷主による自主的な状況確認と改善

→ 要請・勧告文書を発出
↓
必要に応じ関係省庁等と連携してヒアリング
↓
改善計画の策定、改善期間の設定
↓
トラックＧメンによる改善状況の確認
↓
改善報告の提出
(違反原因行為の解消)

トラック・物流Gメンによるフォローアップ（荷主パトロール）



※荷主パトロールは、荷主への啓発活動としても実施

違反原因行為とは、トラック運送事業者が関係法令に違反する原因となるおそれのある行為。

長時間の荷待ち



契約にない附帯業務



運賃・料金の不当な据置き



過積載運送の指示・容認



異常気象時の運送依頼



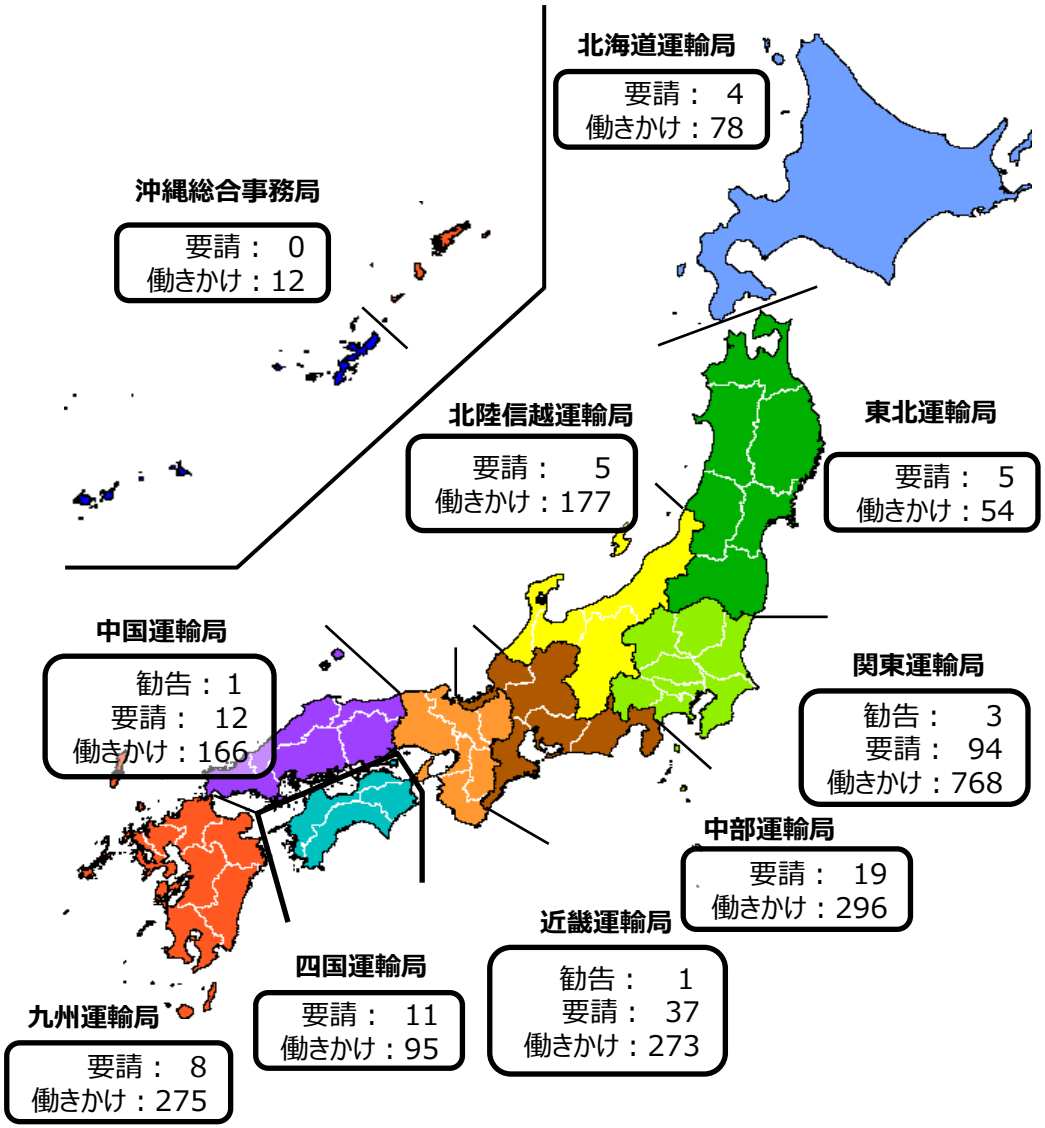
無理な運送依頼



トラック・物流Ｇメンの累計実績（令和7年11月末時点）

国土交通省

〈運輸局別働きかけ・要請・勧告実施件数〉R1.7～R7.11



働きかけ等の累計実施件数（R1.7～R7.11）

- 勧告　：　５件（荷主３、元請１、その他1）
- 要請　：195件（荷主106、元請83、その他6）
- 働きかけ：2,194件
 （荷主1,540、元請554、その他100）

⇒ 計2,394件の法的措置を実施

主な違反原因行為

- 長時間の荷待ち（47%）
- 契約にない附帯業務（21%）
- 運賃・料金の不当な据置き（16%）
- 無理な運送依頼（7%）
- 過積載運送の指示・容認（5%）
- 異常気象時の運送依頼（4%）

情報収集

目安箱等による情報収集のほか、電話、事業者訪問、独立行政法人自動車事故対策機構（NASVA)にて実施される運行管理者一般講習の際のアンケート配布等により積極的に情報収集を実施している。
また、高速道路のSA等でトラックドライバーへのヒアリングも実施している。







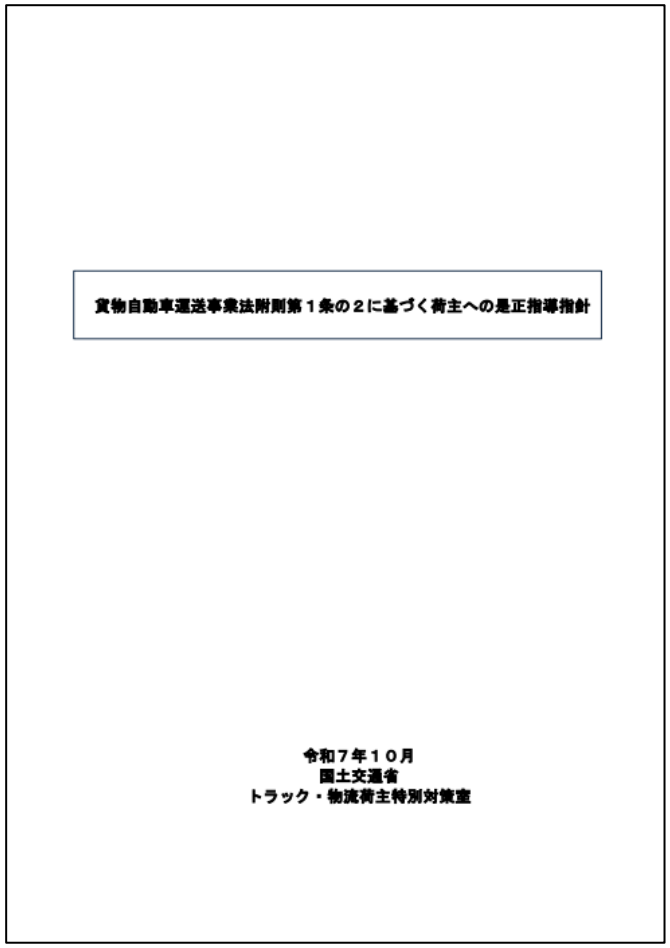
荷主パトロール

荷主や元請事業者の事業場を訪問して、物流に関する制度やトラック・物流Gメンの活動等についての広報活動や現地調査を実施している。

是正指導指針の公表

国土交通省

荷主等への是正指導の基準・考え方等を定め公表することで、是正指導の透明性や公平性を確保し、トラック事業者・荷主からの理解・協力を得るため、令和7年10月1日に制定


貨物自動車運送事業法附則第１条の２に基づく荷主への是正指導指針

令和７年１０月
国土交通省
トラック・物流荷主特別対策室

内　容

＜違反原因行為の定義＞

- 違反原因行為の種別毎に定義や考え方等の詳細まで規定。

＜是正指導＞

- 是正指導の種別（働きかけ・要請・勧告）や実施基準、指導の方法を規定。
- 是正指導後のフォローアップや指導の中止についても定めている。

＜荷主パトロール等＞

- 荷主パトロールや街頭活動等の実施基準等について規定。

＜情報の取扱い等＞

- 情報提供の方法や処理結果の通知、情報提供者の保護、関係機関との情報共有等について規定。

＜様式集＞

- 働きかけ等の様式例や処理結果の通知例などを掲載

＜トラック・物流Ｇメンについては…＞

○国土交通省HP　https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk4_000116.html